

付表－1 禁止物質リスト

2025年10月17日更新

No.	物質/物質群	閾値レベル	用途	主な参照法令
1	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	すべての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
2	アスベスト類	意図的使用禁止	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
3	特定有機スズ化合物(1) ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBT0) 3 置換有機スズ化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	すべての用途	化審法 EU REACH 規則 Annex XVII
4	特定有機スズ化合物(2) ジブチルスズ(DBT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
5	特定有機スズ化合物(3) ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	皮膚に触れる繊維 2 成分室温硬化モールドキット	EU REACH 規則 Annex XVII
6	短鎖型塩化パラフィン (SCCP, C10-13)	意図的使用禁止かつ 1500ppm 未満	すべての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
7	ポリブロモビフェニル (PBB)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	すべての用途	化審法 EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XVII EU POPs 規則 Annex I POPs 条約

8	ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	すべての用途	化審法、 EU RoHS 指令 EU POPs 規則 Annex I TSCA POPs 条約
9	特定アミンを形成する アゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革製品	EU REACH 規則 Annex XVII
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上の物質)	意図的使用禁止	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
11	カドミウム およびその化合物	100ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex XVII
12	鉛 およびその化合物	1000ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU RoHS 指令 EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex XVII
13	六価クロム化合物	皮革製品および皮革部品 3ppm 未満	皮膚に接触する皮革部品	EU RoHS 指令
		上記以外 1000ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU ELV 指令 EU REACH 規則 Annex XVII
14	水銀およびその化合物	1000ppm 未満	すべての用途 包装材料に関しては四重金属参照 <適用除外> 法令参照	EU RoHS 指令 EU ELV 指令
-	四重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	意図的使用禁止かつ 包装を構成する部材の質量を分母として 総合計 100ppm 未満	すべての包装材料用途	EU 包装材料指令

15	オゾン層破壊物質 (HCFC を除く)	意図的使用禁止	すべての用途	オゾン層保護法 モントリオール議定書
16	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	意図的使用禁止	すべての用途	オゾン層保護法 モントリオール議定書
17	ホルムアルデヒド	木材以外の成形品 気中濃度 0.080mg/m ³ (0.06ppm) 未満	すべての用途 (成形品が対象)	EU REACH 規則 Annex XVII TSCA
18	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩および PFOS 関連物質 (別名: パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩および PFOS 関連物質)	意図的使用禁止かつ ・ PFOS (塩を含む) の場合、 25ppb (0.025ppm) 未満 ・ 1 つまたは複数の PFOS 関連物質の組み合わせの場合、 濃度合計が 1000ppb (1ppm) 未満	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
19	特定ベンゾトリアゾール化合物 (1) UV-320	意図的使用禁止	すべての用途	化審法
20	ジメチルフマレート (DMF)	0.1ppm 未満	すべての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
21	多環芳香族炭化水素 (PAH)	1ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、又は短時間の接触が繰り返されるゴムまたはプラスチック部品	EU REACH 規則 Annex XVII
22	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)	意図的使用禁止かつ 75ppm 未満	すべての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
23	フタル酸エステル (4 種: DEHP、BBP、DBP、DIBP)	4 種の合計濃度で 1000ppm 未満	電池の材料としての用途、包装材	EU REACH 規則 Annex XVII
		1 種の濃度で 1000ppm 未満	上記以外すべての用途	EU RoHS 指令
24	塩化リン酸エステル系難燃剤 (3 種: TDCPP、TCEP、TCPP)	1000ppm 未満	すべての用途 <適用除外> 法令参照	米国国内法
25	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	意図的使用禁止	HFC を含む製品	EU F ガス規則

26	<p>ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質 (別名: パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質)</p>	<p>意図的使用禁止かつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFOA(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満 ・ 1つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が^g1000ppb(1ppm)未満 	すべての用途	<p>化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約</p>
27	<p>炭素数9~21のペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質 (別名: 炭素数9から21のパーフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)とその塩および C9-C21 PFCA 関連物質)</p>	<p>C9-C14 PFCA</p> <p>意図的使用禁止かつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C9-C14 PFCA(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 ・ 1つまたは複数の C9-C14PFCA 関連物質の組み合わせの場合、 濃度合計が^g260ppb(0.26ppm)未満 	<p>すべての用途 <適用除外> 法令参照</p>	<p>EU REACH 規則 Annex XVII POPs 条約</p>
		<p>C15-C21 PFCA</p> <p>意図的使用禁止</p>	すべての用途	POPs 条約
28	<p>ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質 (別名: パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質)</p>	<p>意図的使用禁止かつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFHxS(塩を含む)の場合、 25ppb(0.025ppm)未満 ・ 1つ又は複数の PFHxS 関連物質の組合せの場合、濃度合計が^g1000ppb(1ppm)未満 	すべての用途	<p>化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約</p>
29	<p>リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))</p>	意図的使用禁止	<p>すべての用途 <適用除外> 法令参照</p>	TSCA
30	デクロランプラス™	意図的使用禁止	<p>すべての用途 <適用除外> 法令参照</p>	<p>化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約</p>

31	特定ベンゾトリアゾール化合物(2) UV-328	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外> 法令参照	化審法 EU POPs 規則 Annex I POPs 条約
32	中鎖型塩化パラフィン (MCCP, C14-17) (塩素化率 45wt%以上のもの)	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外> 法令参照	POP� 条約

※電池に関しては、個別に法令(欧州電池指令)を確認し対応すること